

仕 様 書

1 業務名

令和5年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練映像制作業務委託

2 業務の目的

令和5年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練の記録保存及び一般周知制作を目的として、各会場で実施する訓練の撮影及び編集を行う。

3 業務期間

契約締結日から令和5年11月30日まで

4 開催概要

別添1「令和5年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練 日程表(令和5年8月14日時点)」のとおり

5 業務内容

(1) 成果品の概要

時間

- ・記録保存用 約60分
- ・一般周知用 約3分

ナレーション

無

テロップ等

視聴者の理解促進を図るため、テロップ、タイトル及びエンドクレジットなどの情報補完を行うこと。

BGM、効果音

映像に沿ったBGM、効果音を挿入することとし、著作権等の許諾手続については受託者が行うこと。また、使用料が発生する場合は受託者が負担すること。

納品方法

- ・撮影した全ての映像及び制作した映像(MPEG4形式)を保存した外付けUSBハードディスク
- ・汎用プレーヤーで視聴可能なDVDディスク 30枚
(ツールケース付き、コピー制限無し)
- ・成果品には「令和5年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練」と明記

(2) 映像シナリオ等の作成

令和5年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練実行委員会(以下、「実行委員会」)

という。)が提供する情報を参考に、映像シナリオ案及びそれに伴う撮影スケジュール案を作成し、9月末までに実行委員会の承認を受けること。

撮影スケジュール案は以下の撮影チーム数を前提として作成すること。

11月3日(金) 8:00-20:00 4チーム

11月4日(土) 7:00-14:00 2チーム

撮影手法は地上撮影を前提とする。

映像シナリオ案作成にあたっては、実行委員会が提供する映像を採用する場合がある。

(3) 撮影現場の事前打ち合わせ

当日の撮影が円滑に進行できるよう各撮影現場の関係者と、事前に映像シナリオ、撮影スケジュール等について打ち合わせを実施することとし、必要に応じて撮影現場の事前確認を行うこと。

(4) 校正

成果品の制作にあたっては、実行委員会による校正を2回以上設けること。

6 納品場所

令和5年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練実行委員会

(和歌山県総務部危機管理局災害対策課)

和歌山市湊通丁北1丁目2-4(県庁南別館3階)

7 留意事項

(1) 本業務には、映像シナリオ、撮影、編集、音声収録連絡調整等の映像制作に付随するすべての業務を含む。

(2) 成果品の所有権、著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)利用権は、実行委員会に帰属するものとする。また、実行委員会が提供するものを除き成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有権、著作権、利用権等に関して必要な手続を行い、使用料等の負担及び責任は受託者が負うものとする。

(3) 成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じた時は、実行委員会の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、実行委員会に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。

(4) 実行委員会は、本事業で納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、SNS、放送番組等のあらゆる媒体、手段、方法により公開、放送等することができるものとする。

(5) 成果物は、実行委員会が認めた第三者が2次利用する場合がある。

(6) 本仕様書に定めがない事項や疑義が生じた場合は、実行委員会と受託者が協議を行い、決定することとする。

